

令和8年度

20メートル型巡視艇定期修理
(2026-No. 11)

第一管区海上保安本部

第一章 一 般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施行し、所要の検査に合格しなければならない。

また、検査に関する手続きは請負者が行い、その検査申請に当たっては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術課に提出するものとする。

- 2 この修理の施行に当たっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。

- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあっては、監督職員の指示により処理するものとする。

- 4 請負者は、受検日程等を記載した工程表を検査職員及び船舶技術課に提出し、その承認を受けなければならない。

- 5 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。

- 6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。

- 7 この修理期間中請負者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。

なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。

- 8 この修理期間中請負者は、修理のために、ほう炊及び居住のための代替施設の必要がある場合には供給するものとする。

- 9 引渡期限 令和8年10月14日

但し、修理開始日は 令和8年10月5日 以降とする。

修理のための基地出港日は 令和8年10月3日 以降とする。

- 10 図書及び検査記録等提出期限は、令和8年11月16日 とする。

- 11 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

第二章 船体部

※本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

1 船体上下架

(1) 主要目

総トン数	26.00トン
全 長	19.60m
幅	4.50m
深 さ	2.30m

(2) 滞架日数

本修理にかかる滞架日数は、5日とする。

(3) 要領等

上架要領図を参照のうえ入念な盤木調整を行い、安全確実に上下架を実施する。

2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示するほか、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後、同処置を撤去のうえ掃き掃除を行う。

(1) 室内床

ビニールシートでカバーする。(各出入口踏板部を含む。)

操舵室 約 8 m²

(2) 室内椅子

ビニールシートでカバーする。

操舵室椅子 5 脚

3 船底外板

船底外板（舵、シャフトブラケット等の付加物及び海水吸入口内を含む。）について、次の清掃、塗装等を行う。

整備に必要な足場の架設、撤去は付帯とし、整備により生じたかき殻類は適法に処理する。

(1) 清掃、清水洗い 約 85 m²

塗分線下外板

(2) 塗膜不良部手入れ 約 9 m²

ディスクサンダーによる。

(3) 塗装

プライマー	エポキシ系	タッチアップ1回	約10 m ²
A/C	エポキシ系	タッチアップ2回	約10 m ² /回
A/F	加水分解型	タッチアップ1回	約10 m ²
A/F	加水分解型	総塗装 1回	約85 m ²

(4) 表示

喫水マークの表示

2回 一式

(5) その他

ア 海水吸入口（7個）付格子は取外し、手入れ塗装後復旧する。

イ 塗装は塗料メーカーが定める塗装要領等に従い施工し、A/Fの膜厚は1年仕様とする。

ウ 使用塗料（船舶安全法施行規則第65条に適合するもの）の製造所、製品名、製造年月日を明記した報告書を2部（本部1部、本船1部。以下同じ。）提出する。

(6) 防汚処置等

ア 清掃及び塗装中におけるプロペラ翼及び同軸の防汚処置は十分に行う。

イ 排水管の木栓による閉鎖等、排水による外板の水漏れ防止を行う。

4 船側外板

船側外板について、塗分線上（約55㎡）の清掃、清水洗いをを行う。

5 船底保護亜鉛

次の船底保護亜鉛について目視確認し、残厚70%未満のものを認めた場合は、監督職員及び第一管区海上保安本部警備救難部船舶技術課へ速報する。（記録表2部提出）

ガードリング、ガードプレート等の取外し、復旧（手入れ塗装は3項目に含む。）及びボルト取付部パテ埋めは付帯とし、指示する3個の導通確認を行う。

トランサム	300×150×30（規格品）	8個
船尾管内	150×70×30（規格品）	2個
舵板	150×70×30（規格品）	4個

6 図書

本仕様に基づく船体、計器部の整備、計測等及び受検記録（各項写真含む。）を取りまとめて製本したファイル2部及び製本したファイルをPDFへ変換した電子データ及び写真データを書き込んだデータディスク2枚を提出する。

第三章 機関部

※ 本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

1 軸系

製造所、型式：ナカシマプロペラ 3翼FPP

プロペラ : 直径755φ 重量：約87kg

プロペラ軸 : 直径：90/85/83φ ×5,04m

両舷軸系装置について、次の整備を行い受検する。

受検及び計測記録等の報告書を2部(本部1部、本船1部以下同じ)作成し提出する。

(1) 清掃・受検

ア 両舷プロペラ翼取外し、プロペラ軸抜出し清掃、受検、芯出し、調整、復旧する。

イ プロペラ翼は清掃、バフ仕上げする。

(2) 探傷検査

プロペラ軸テーパー部、キー溝の染色探傷検査を実施する。

(3) 計測

ア プロペラ軸径及び曲り計測

イ 張出軸受、中間軸受間隙計測(軸抜出し前後)

ウ プロペラ軸トルク計測(上架前、下架後、クラッチ中立)

エ プロペラキャビテーション計測、写真撮影(全翼の前後進面)

(4) 保護陽極取替え

【交換部品】(本船支給)

・保護陽極 125φ×80φ×143L(パッキン付) 2個

(5) 軸封装置

船尾管軸封装置(高澤 シールスタン85φ型)

開放、清掃、次の交換部品を取替え、調整、復旧する。

なお、船体アース用電極接触面摺合せ、調整、配線導通確認を行う。

【交換部品】(本船支給)

・ダイヤフラム No1・2 2個

・シールリング No3・4 2個

・パッキンセット No12・17・22 2組

・グラントパッキン No19 1組

(6) 防汚塗装

ア バフ仕上げ等の後、プロペラ及びプロペラ軸に防汚塗料(ペルボトムプロペラ用)を塗装する。

イ 塗装要領は、塗料添付使用説明書による。

(7) 海上試運転立会い等

乗員が操縦する係留運転及び海上試運転に立会う。

2 温気暖房機

温気暖房機（五光製作所製、DH-17MD-2型）1台について、取外し、陸揚げ、開放、別紙1の部品を取替え、試運転、調整、復旧する。

なお、暖房機の脱着及び開放整備に伴う排気管頭頂金物1基の取外し、排気管内部及びフランジ面の清掃、復旧は付帯とし、整備報告書2部（本船1部、本部1部）を作成し、提出する。

3 図書

本仕様に基づく機関部の試験、検査、整備及び計測記録（各項目写真表含む）等を取りまとめて製本したファイル2部及び製本したファイルをPDFへ変換した電子データ（写真データを含む）を作成し、第二章により提出する。

第四章 計器部

※本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

1 G P S

G P S（古野電機製：G P－33）1台について、漏電調査を実施し、結果を監督職員及び第一管区海上保安本部警備救難部船舶技術課担当官に報告する。

調査報告書2部（本船1部、本部1部）を作製し、提出する。

「交換部品表」

別紙1

番 号	品 目	規 格	単位	数 量	備考
1	玉軸受	6200VV	個	1	本船支給
2	玉軸受	6201VV	個	1	本船支給
3	燃焼リング	GD151555C	個	1	本船支給
4	点火栓セラミックシールド型(2P)	GD221291A	個	2	本船支給
5	カーボンブラシ	GD152084-1	個	2	本船支給
6	炎止め	GD15641A	個	1	本船支給
7	燃焼指示装置パッキン	GE11277B(A)	個	1	本船支給
8	燃料散布器	GE11523C	個	1	本船支給
9	排気管ガスケット	GE14338A(A)	個	1	本船支給
10	シリコンOリング	GE153176	個	1	本船支給
11	燃料濾器エレメント	GE620070	個	1	本船支給